第百三十七条の七十七において準用する第百三十七条の四十八の十三第一項	様式第七十五の二十五の六による申請書
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（略）	（略）

２　（略）

別表第一の二（第十五条の六、第十五条の十五、第百四十七条の七、第百四十七条の十二関係）

第一　（略）

第二　薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

一～三　（略）

四　薬局製造販売医薬品を調剤室以外の場所に陳列する場合にあつては、薬局製造販売医薬品の定義及びこれに関する解説並びに表示、情報の提供及び陳列（特定販売を行うことについて公告をする場合にあつては、当該広告における表示。六及び八において同じ。）に関する解説

五～十一　（略）

別表第四（第二百二十四条関係）

（略）

別表第四の二（第二百二十三条の二関係）

一	医療用洗浄器のうち、家庭用膣洗浄器
二	医療用吸入器のうち、家庭用吸入器
三	家庭用電気治療器
四	指圧代用器のうち、家庭用指圧代用器
五	磁気治療器のうち、家庭用磁気治療器
六	次のイからリまでに掲げる医療機器のうち、専ら家庭において使用される医療機器であつて厚生労働大臣が指定するもの
イ	補聴器
ロ	バイブレーター
ハ	はり又はきゆう用器具
ニ	医療用物質生成器
ホ	整形用品
ヘ	歯科用接着充填材料
ト	月経処理用タンポン
チ	コンドーム
リ	疾病診断用プログラム
七	前各号に準ずるものとして厚生労働大臣が指定する医療機器

（新設）	（新設）
（略）	（略）
第二百五十一条の二第一項	様式第百七の二による申請書
第二百五十一条の三第一項	様式第百七の三による申請書
（略）	（略）

２　（略）

別表第一の二（第十五条の六、第十五条の十五、第百四十七条の七、第百四十七条の十二関係）

第一　（略）

第二　薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

一～三　（略）

四　薬局製造販売医薬品を調剤室以外の場所に陳列する場合にあつては、薬局製造販売医薬品の定義及びこれに関する解説並びに表示、情報の提供及び陳列（特定販売を行うことについて公告をする場合にあつては、当該公告における表示。六及び八において同じ。）に関する解説

五～十一　（略）

別表第四（第二百二十六条関係）

（略）

（新設）